

Ver 1.4

カーボン・オフセット認証制度に基づく
カーボン・オフセット認証申請書
(複数商品等一括申請用)

| | | |
|----------|---------------------------|-----------|
| 申請名 | 株式会社トノハタの梅干商品カーボン・オフセット企画 | |
| 申請(事業)者名 | 株式会社 トノハタ | (申請事業者の印) |
| 担当者名 | 殿畑雅敏 | (担当者の印)※ |

提出日 2010年8月5日

※本申請案件の内容に限り、申請事業者の印と、担当者印とは同等の効力をもつものとし、
本申請書の最終版における記名押印は、担当者の印により行うことも可能です。

| A: 申請の概要 | | 変更申請/ 有効期間満 了報告時 |
|----------|-------------------------------|--|
| A-1 | 申請名 | |
| | 申請名 | 株式会社トノハタの梅干商品カーボン・オフセット企画 |
| | 申請の要件への 合致状況 ^{※1} | <p>【実施規則第 15 条への合致状況】</p> <p>ー申請とするためには、下記に掲げる条件の全てを満たす必要があります。 ついては、該当箇所に<input checked="" type="checkbox"/>を記入/記載して下さい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>申請日・申請者が同一であること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>認証基準に定める認証区分、認証のタイミング(オフセット済み認証^{※2}、もしくはオフセット予定認証^{※3})、オフセット主体が同一であること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品等が、日本標準産業分類(総務省)のうち、申請者が属するいずれか一つの産業分類(細分類)により提供できる範囲内であること。</p> <p>日本標準産業分類(総務省)の細分類の No.(4 桁) <u>0932</u> <input checked="" type="checkbox"/></p> |

| | | | |
|---------|--|---|-----|
| 有効期間 ※5 | from | to | 変更可 |
| | <input type="checkbox"/> 認証決定日～ <input checked="" type="checkbox"/> 2010 年 9 月 1 日～ | <input type="checkbox"/> ～認証決定日翌年の前月末日 <input checked="" type="checkbox"/> ～2011 年 8 月の月末日 <input type="checkbox"/> ～ 年 月 日 | |

| | | | | | |
|-----|--|--------------------------------|---------|---------------|-----|
| A-2 | 申請者名 ※6 複数商品等を一括申請する場合の申請者は、一事業者に限ります。従って、この欄を増欄することはできません。 | | | | |
| | (フリガナ) 申請(事業)者 名 | カブシキガイシャトノハタ 株式会社トノハタ | | 変更不可 | |
| | <input type="checkbox"/> 上記申請(事業)者は、共同申請の場合の申請内容を取り纏めて、諸手続きを行います。 | | | 変更不可 | |
| | 住所 | 〒645-0014 和歌山県日高郡みなべ町西岩代 195-1 | | 変更可 | |
| | 代表者氏名 | 殿畑雅敏 | 担当者氏名 | 殿畑雅敏 | 変更可 |
| | 担当者所属 | | 担当者役職 | 代表取締役社長 | 変更可 |
| | 担当者 E-mail | m-tonohata@tonohata.co.jp | 担当者電話番号 | 090-5369-7591 | 変更可 |
| | 【実施規則第 14 条への合致状況】 申請者は、この申請における商品・サービス、会議・イベント、自己活動(以下「商品等」と言います。)の提供あるいは実施を現に行っており、かつこれらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従って行っている事業者である必要があります。 ついては、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入して下さい。 申請者は、 <input checked="" type="checkbox"/> I-1 商品使用・サービス利用オフセットを申請する、製造・販売業者・サービス提供者です。 <input type="checkbox"/> I-2 会議・イベント開催オフセットを申請する、会議・イベント開催主体です。 <input type="checkbox"/> I-3 自己活動オフセットを申請する、オフセットの対象となる活動を現に行う事業者です。 <input type="checkbox"/> II 自己活動オフセット支援を申請する、オフセットに係る商品・サービス等の製造・販売業者・サービス提供者です。 | | | 変更不可 | |

| | | | | |
|-----|--------------------|---------|---|------|
| A-3 | 申請代理事業者名 ※7 | | | |
| | (フリガナ) 事業者名 | | 印 | 変更不可 |
| | 住所 | 〒 | | 変更可 |
| | 代表者氏名 | 担当者氏名 | | 変更可 |
| | 担当者所属 | 担当者役職 | | 変更可 |
| | 担当者 E-mail | 担当者電話番号 | | 変更可 |

| カーボン・オフセット種別 | | □のうち、該当箇所に☑を記入して下さい。 | |
|--------------|-----------------------------------|--|------|
| A-4 | 認証区分 | <p>この区分は、複数選択不可となります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> I-1 商品使用・サービス利用オフセット 当該申請における商品あるいはサービスの内容 (=B-10における「対象」の内容):具体的に [紀州産南高梅の栽培、加工、顧客までの輸送に関して] 排出されるCO2のオフセット</p> <p><input type="checkbox"/> I-2 会議・イベント開催オフセット</p> <p><input type="checkbox"/> I-3 自己活動オフセット</p> <p><input type="checkbox"/> II 自己活動オフセット支援 (=B-10における「対象」の内容):具体的に []</p> | 変更不可 |
| A-5 | 認証のタイミング ^{※8} | <p>①【無効化(予定)日】 2009年6月22日</p> <p>②【本審査予定日】 2010年8月19日</p> <p>③【商品等販売、イベント開催等、活動の実施(予定)日】 2010年9月1日</p> | 変更可 |
| | | <p>①⇒②⇒③の場合: <input checked="" type="checkbox"/> オフセット済み認証</p> <p>②⇒①⇒③の場合: <input type="checkbox"/> オフセット済み認証(仮認証^{※9})</p> <p>②⇒③⇒①の場合: <input type="checkbox"/> オフセット予定認証</p> | 変更不可 |
| A-6 | カーボン・オフセットの主体(帰属先) ^{※10} | <p>1. <input checked="" type="checkbox"/> 申請者</p> <p>2. <input type="checkbox"/> 申請者の提供する商品・サービス等の購入者</p> <p>3. <input type="checkbox"/> 申請者の主催する会議・イベント等への参加者</p> <p>4. <input type="checkbox"/> その他 :具体的に []</p> | 変更不可 |
| | | <p>1~4いずれの場合でも、複数の者が主体となる場合は、全体を100としてその比率を下記備考欄に記載して下さい。</p> <p>備考: []</p> | 変更可 |
| A-7 | <u>オフセット・プロバイダー</u> | □のうち、該当箇所に☑を記入すること。 | |
| | プロバイダー利用 | <p><input type="checkbox"/> 無効化にあたり、あんしんプロバイダー制度参加者のプロバイダーを利用します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無効化にあたり、あんしんプロバイダー制度参加者以外のプロバイダーを利用します。</p> <p><input type="checkbox"/> 無効化にあたり、申請者自らの口座から無効化口座へ移転します。</p> | 変更不可 |

| | | | | |
|------------------------------------|--|-------------|---------------|----------|
| (フリガナ) オフセット・プロ バイダー事業者 名 | カブシキガイシャ ペア カーボンオフセット・イニシアティブ 株式会社PEARカーボンオフセット・イニシアティブ | | | 変更不 可 |
| 住所 | 〒104-0045 東京都中央区築地 1-10-11 RATIO 1002 | | | 変更可 |
| 代表者氏名 | 松尾 直樹 | 担当者氏名 | 同左 | 変更可 |
| 担当者所属 | | 担当者役職 | | 変更可 |
| 担当者 E-mail | n_matsuo@pear-carbon-offset.org | 担当者電話番 号 | 090-9806-0723 | 変更可 |

- ※1:申請名は、認証委員会により変更されることがある。申請の要件については、実施規則第15条参照。
 ※2:オフセット済み認証: 無効化が完了したことを確認した旨の認証を行う場合
 ※3:オフセット予定認証: カーボン・オフセットを予定している段階で適切な無効化が実施される予定であることが確認できる旨の認証をする場合
 ※4:申請に係る関係者の役割分担が分かる図などを添付すること。
 ※5:有効期間の定義については実施規則第21条参照。なお、一申請において、一つの有効期間のみを設定することができる。
 ※6:申請(事業)者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。
 ※7:申請代理事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。また、申請代理事業者と申請(事業)者との間で交わされた申請代理に係る契約を添付すること。
 ※8:複数商品等を一括申請する場合で、商品等ごとに①又は③が異なる場合は、個々の商品等ごとに販売計画書及び無効化計画書を提出すること。
 ※9:オフセット済み認証については、本審査(予備審査終了日まで)の段階で無効化が完了していることを原則とするが、無効化が商品等の提供あるいは実施前までに行われることが確実であると認証委員会が判断した場合には、認証委員会はオフセット済み認証に関する「仮認証」を与えることができる。実施規則第18条参照。
 ※10:オフセット主体とは、「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」を意味する。

| B:カーボン・オフセットの概要 | | | 変更申請/ 有効期間満 了報告時 |
|---|-----------------------|--|------------------------|
| 排出量の認識 <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入して下さい。 | | | |
| B-1 | 排出量算定 主体 | <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> A-3 記載の申請代理者 <input checked="" type="checkbox"/> A-7 記載のオフセット・プロバイダー <input type="checkbox"/> その他(具体的に:) | 変更不可 |
| B-2 | 適格検証機 関利用の有 無*1 | <input type="checkbox"/> あり(機関名:) <input checked="" type="checkbox"/> なし | 変更不可 |

| | | | |
|-----|-------------|---|--|
| B-3 | 計実区分 | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 推計値</p> <p>推計値を選択された場合は、以下に「保守性を確保するための対策」を記載下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 切り上げを行っている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能なものについては最新の値を用いている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 注: 活動量(商品の生産個数)は実績値を利用. 原単位計算は昨年の実績値等を用いて推計.</p> <p>計算における保守性などの考え方は算定方法を記した別資料を参照【添付資料 6 参照】(注: オフセットにおいてはさらに 20%弱の保守性を考慮している) 容器包装, 食品添加物利用に伴う間接排出量に関しても, 業界の標準的手法や産業連関表を用いた評価(+輸送用 CO₂ 評価)も行っている.)</p> <p><input type="checkbox"/> 実績値</p> | <p>変更可</p> <p>(I-3 で認証取得をした者は報告時に実績値を選択しなければならない。)</p> |
| B-4 | ①算定範囲* 2 | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>オフセットの対象活動(バウンダリ)内の主要排出源:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 梅の栽培 2. 梅干しへの加工 3. 顧客までの輸送 <p>算定範囲:</p> <p>梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流まで: 詳細は「申請の概要」の表並びに別添の報告書参照してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>梅の栽培 [梅農家への委託]</u> <ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 吸収量: 梅の木による炭素固定効果 • N₂O 排出量: 窒素肥料の施肥による N₂O の直接/間接排出 • CO₂ 排出量: 梅農家の農作業に要する自動車利用 • CO₂ 排出量: 梅農家で一次加工梅干製造用の塩の間接排出 2. <u>梅干しへの加工 [トノハタ本社工場]</u> <ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出量: 工場における自動車利用 • CO₂ 排出量: 工場における各種エネルギー消費 • CO₂ 排出量: パッケージ容器等製造等に要する間接エネルギー消費 • CO₂ 排出量: 添加物製造輸送に要する間接 CO₂ 排出 3. <u>顧客までの輸送</u> <ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出量: 輸送に関するエネルギー利用 | <p>変更可</p> <p>(商品等の追加は可能であるが、一度設定した範囲を変更することは不可)</p> |

| | | |
|---|---|------------|
| <p>B-5</p> <p>② 排出量の算定方法^{※3}</p> | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>【算定レベル】</p> <p>① 算定方法ガイドライン ver1.1 (P.7) デシジョンツリーにおいて求められる算定レベル: <u>レベル 2</u></p> <p>② 実際の算定レベル: <u>レベル 2 (一部異なる場合: 一部レベル 1)</u></p> <p>①と②のレベルが異なる場合は理由を説明して下さい。(同じ場合は記載不要です): 具体的に</p> <p>通常の LCA 計算は個々のプロセスの CO₂ 排出量を足し上げる(+ある種の按分をする)ことで行われる。3EID は個々のそのような計算が難しいケースの場合に産業連関表を用いて、そのカテゴライゼーションの中での平均的な原単位を、お金の流れの中で計算しようとする試みである。なお購入者価格と生産者価格の場合のデータベースが利用可能であるが、ここでは卸価格と言うことで、生産者価格の方が妥当であろうとしてそちらを用いた。</p> <p>なお、このようなお金の流れをベースにした計算は、とくにカテゴリー分類の「粗さ」に由来するものとして、積み上げ計算を行うケースと比較して、かなり乖離した結果を出すこともある。ただ食品添加物からの間接 CO₂ 排出量は、トノハタ全体の排出量に比較して決して大きくはないため、その一部をこの手法で計算することは妥当性を持つ。よって 3EID 採用部分につきレベル 1。</p> <p>【算定式】</p> <p>計算方法は別資料参照。</p> <p>トノハタ全体の活動量推計をベースに行った(トノハタの商品は日本の紀州産と中国産の梅を利用したものがあるが、対象は日本紀州産に限定している)。</p> <p>議論を呼ぶ可能性のある梅の木における炭素吸収固定効果や土地利用変化に伴う CO₂ 排出に関しては、数十年にわたって定常的な経営が行われているということで、算入していない(大きさ評価は行った)。</p> <p>【活動量・排出係数とその根拠等】</p> <p>・文書名: <u>報告書ドラフト 2010.06.06.</u></p> <p>・出版元: _____</p> <p>・参照 URL (URL がない場合は、該当する部分のコピーを送付して下さい)</p> <p> : _____</p> <p>排出係数の計算方法や根拠は別資料参照</p> <p>活動量に関しては、販売計画による</p> | <p>変更可</p> |
|---|---|------------|

| | | | |
|-----|--------------|---|-----|
| | | <p>原単位に関しては、基本的には殿畑の前年度の活動実績をベースに計算を行った。その考え方は、商品によって異なる容器包装部分と、共通のその他の部分を分離し、個別に評価を行った。加えて、容器包装及び食品添加物の製造輸送や、エネルギーの排出係数に関しては、各種信頼できるデータ（業界標準値、3EID によるデータベースや納入業者からの交通に関する燃料消費データ）を利用している。</p> | |
| B-6 | ③オフセット量の設定※4 | <p>【この申請における(総)オフセット量】 (別紙 A を使用された場合は、別紙 A「B-6 欄」の合計値を記載ください)</p> <p style="text-align: center;"><u>60 t</u></p> <p>販売計画に基づく事前評価では、50.15 トン となります。保守性や想定外の生産の可能性を考慮し 60 トンをオフセットすることとしました。 万一販売計画を上回った場合、追加でオフセットした上で販売します。 (当該資料 6 を参照)</p> <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>【オフセット量の取扱いについて】 (B-3 で「推計値」を選択された場合のみ、以下を選択してください)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>有効期間満了時には、商品販売数の実績値をもとに再計算し直して報告します。 <input type="checkbox"/>このオフセット量が確定値です。</p> <p>【オフセット量の設定の根拠】</p> <p>1. <input type="checkbox"/> B-5 の算定式から導かれた排出量＝オフセット量 2. B-5 の算定式から導かれた排出量を <input type="checkbox"/> 切り上げてオフセット量としています。 <input checked="" type="checkbox"/> 割り増してオフセット量としています。 <input type="checkbox"/> 50%以上、100%未満をオフセット量としています。</p> <p>2の場合具体的に説明して下さい。(算定排出量の○%か、等):</p> <p style="text-align: center;">[保守性を考え 約15%程度割り増ししています]</p> | 変更可 |

| | | | |
|-----|---|---|-----|
| B-7 | ④算定範囲及び算定排出量についての情報提供(認証区分I-1、I-2、IIにおいて、申請者とオフセット主体が異なる場合のみ) | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙Aをもって代替することも可能です。)</p> <p>オフセットの対象となる活動内容(選択式でも可とする)とその排出量を、わかりやすく消費者に情報提供しているウェブサイト等の情報</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ウェブサイト URL: http://www.tonohata.co.jp/</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>印刷物</p> <p>名称: <u>紀州産南高梅75g、90g、100gの商品ラベル</u></p> <p>配布枚数(頻度): <u>16万枚</u></p> <p>配布地域: <u>全国</u></p> <p>配布期間: <u>1年間</u></p> | 変更可 |
|-----|---|---|-----|

| 削減努力の実施 <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入願います | | | |
|--|------|---|---|
| B-8 | 法令遵守 | <p>申請者や申請者が提供する商品・サービス等における既存の法的枠組みでの法令遵守を</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 行っています</p> <p><input type="checkbox"/> 行っていません</p> <p>*弊社は、温対法・省エネ法・自治体の条例・での取り組みは求められていません。また、温対法の事業者NOは自動的に採番されたもので、取り組みは求められていません。</p> | 変更可 |
| B-9 | 計実区分 | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙Aをもって代替することも可能です。)</p> <p>①対象活動等 <input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 実績</p> <p>②申請者自身の対象 <input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 実績</p> <p>③消費者への促進 <input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 実績</p> | <p>変更可</p> <p>(報告時には全て実績を選択しなければならない)</p> |

| | | |
|---|---|------------|
| <p>B-10</p> <p>① 対象活動等（商品・サービス、イベント、自己活動等）に係る排出量の削減取組</p> | <p>（複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。）</p> <p>【全区分共通】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ゴミの排出量削減活動を 実施 しています。</p> <p>・排水処理に関して「汚泥」の出ない「アースラブ方式」に加え「牡蠣殻方式」を新規採用しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工場における省資源化を 実施 しています。</p> <p>・特殊機器（電気透析機、減圧濃縮機、中空糸ろ過膜精密濾過機）を駆使して、環境負荷の大きい調味残渣を再生し、再利用することによりCO2排出量を削減しています。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>具体的に：</p> <p>[]</p> <p>【I-1 商品オフセット、及びⅡの提供物が商品の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車、冷蔵庫、ルーター等、エネルギーの使用の合理化に関する法律の トップランナー基準 にて一定の省エネ性能の達成が義務付けられている商品であり、認証対象商品が省エネ性能を達成しています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップランナー基準の対象となっていません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 省エネ性能等、商品特性が排出量削減と密接に関わりのある機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていません。</p> | <p>変更可</p> |
|---|---|------------|

| | | | |
|------|--|---|-----|
| B-11 | ② 申請者自身の排出量の削減取組 | <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムに関する認証を取得しています。 認証制度名 <input type="checkbox"/> ISO14001: <input type="checkbox"/> その他具体的に※5: <input checked="" type="checkbox"/> (オフセットの)対象活動範囲外における削減取組を実施しています。 <u>事務所</u> における省エネ活動を 実施 しています。 具体的に: ・事務所の冷房温度を27度以上とする。 ・事務所の暖房温度を20度以下とする。 ・作業者がいない部屋はこまめに消灯する | 変更可 |
| B-12 | ③ オフセット主体に対する排出量の削減努力の促進に関する取組(認証区分 I-1、I-2、II において、申請者とオフセット主体が異なる場合のみ) | (複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。) <input type="checkbox"/> オフセット主体の日常生活において、GHG 排出量等環境負荷の少なくなるようなライフスタイルを促進しています。 具体的に: [] <input type="checkbox"/> GHG 排出量等環境負荷の少ない商品等の購入を促進しています。 具体的に: [] <input type="checkbox"/> その他 具体的に: [] | 変更可 |

| 排出量の埋め合わせ(無効化) | | |
|----------------|---|---|
| B-15 | <p>①オフセットに用いるクレジット量</p> <p>本申請における総クレジット量 <u>60 t</u> B-6 に記載したオフセット量と異なる場合は、その理由を説明してください。 具体的に： 1. 2009年度認証案件において190トンが無効化 2. 今回申請案件については、2009年度認証案件において使用したクレジット量を差し引いた、残りのクレジットを使用しています 詳細は別紙資料にて。</p> | <p>変更可 (仮認証・オフセット予定認証の場合、実績値を記載すること)</p> |
| B-16 | <p>②クレジットの詳細情報※ 8 (認 証 基 準 P14②)</p> <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>【クレジット種類】CDM プロジェクト http://www.pear-carbon-offset.org/project/04.html 【当該オフセットに使用されるクレジットのシリアルナンバー】 CER IN-000-000-036-219-995 ~ IN-000-000-036-220-054 60ton 【プロジェクトの種類】 バイオマス発電 CDM PJ No.: 0000391 【プロジェクトの実施国・地域】 インド 【当該オフセットに使用されるクレジットの管理口座】 JP-100-00000-00000-00103-00 (委託先の PEAR の保有口座) 【帳簿の管理者(担当部署名等でも可能です)】 帳簿の管理者： 殿畑雅敏 帳簿として資料 5 を使用しています 【定期点検】 3ヶ月に1回販売データにより確認をします。</p> | <p>変更可 (仮認証・オフセット予定認証の場合、実際にオフセットに使用されたクレジットの詳細情報を記載すること)</p> |
| B-17 | <p>③クレジットの無効化の方法※9</p> <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>【無効化(予定)日】 2009 年 6 月 22 日 【方法】 国別登録簿の <u>取消口座</u>へ移転</p> | <p>変更可 (仮認証・オフセット予定認証の場合、実際の無効化日を記載すること)</p> |

| 情報提供 | | | |
|------|---|---|-------------------------------------|
| B-18 | <p>①(認証に係る)情報提供のツール一覧と、その提供時期^{※10}</p> | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙Aをもって代替することも可能です。)</p> <p>1. <input checked="" type="checkbox"/> 申請者印刷物 パンフレット、チラシ等、具体的に(案の場合は配布等開始予定日も記載): [<ul style="list-style-type: none"> ・商品ラベル(2010年9月1日より) ・商品添付しおり(2010年9月1日より)]</p> <p>2. <input checked="" type="checkbox"/> 申請者ウェブサイト(案の場合は公開予定日も記載): 現在昨年認証を公開中で、2010年9月1日までに修正予定。 (URL: http://www.tonohata.co.jp/)</p> <p>3. <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の提供する商品・サービス 具体的に(案の場合は配布等開始予定日も記載): [<ul style="list-style-type: none"> スーパー向け 商品ラベル ギフト向け 商品に説明書を入れる]</p> <p>4. <input type="checkbox"/> その他 具体的に(案の場合は配布等開始予定日も記載): []</p> | <p>変更可 (ラベル使用等報告書を別途提出すること)</p> |
| B-19 | <p>②算定量に関する公的制度等への反映の有無^{※11}</p> | <p>算定量に関する公的制度等に参加している場合、制度名をすべて記載して下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度に参加しています。</p> <p><input type="checkbox"/> その他算定量に関する公的制度に参加しています。</p> <p>具体的に: 弊社の年間エネルギー使用は310k1(原油換算値)で、特定事業者(第一種エネルギー管理指定工場)ならびに特定事業者に準じる業者(第二種エネルギー管理指定工場)にあたらなないので排出抑制計画には反映されていません。</p> | <p>変更可</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>B-20</p> <p>③4CJ ウェブサイト等への記載内容^{※12} (情報提供ガイドラインにある情報提供事項一覧(P.21, P.36, P.46, P.48, P.49)のいずれかの表。区分等に応じて適宜選択)の項目について記載)</p> | <p>(複数商品等を一括申請する場合、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙Aをもって代替することも可能です。)</p> <p>(B-20 欄の内容は、案件概要として、認証センターのウェブサイトにて一般に公開される内容となります。これまでの項目と重複しますが、改めて記載してください)</p> <p>【カーボン・オフセットの仕組みの説明】 日常生活や経済活動において避けることのできない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について その排出量に見合った分を他者の温室効果ガスの追加的削減で埋め合わせるという考え方です。</p> <p>【地球温暖化対策の喫緊性の説明】 現在地球温暖化は世界規模で対応が迫られている問題であり、その原因とされる二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの削減は国際的な最重要課題あるのみならず、国内一次産業(農業)にとっても気候変動による農産物の被害状況は、切実な緊急重要課題となっています。</p> <p>【カーボン・オフセット商品等提供主体の削減努力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の冷房温度を27度以上とする。 事務所の暖房温度を20度以下とする。 作業者がいない部屋はこまめに消灯する ・排水処理に関して「汚泥」の出ない「アースラブ方式」に加え「牡蠣殻方式」を新規採用しました。 ・特殊機器(電気透析機、減圧濃縮機、中空糸ろ過膜精密濾過機)を駆使して、環境負荷の大きい調味残渣を再生し、再利用することによりCO₂排出量を削減しています。 <p>【消費者(参加者)の削減努力の促進に関する情報】 梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流までの CO₂ および GHG 排出量レポートをアップすることで、カーボン・オフセットの根拠の説明責任を果たすと同時に、食への関心事項の中に CO₂ 排出量への関心も喚起する。</p> <p>【オフセットの対象とする活動、期間、人数、距離等】 オフセットの対象活動(バウンダリー)内の主要排出源:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 梅の栽培 2. 梅干しへの加工 3. 顧客までの輸送 <p>算定範囲: 梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流まで:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 梅の栽培 [梅農家への委託] <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 吸収量: 梅の木による炭素固定効果 | <p>変更可 (B-19欄以前の全ての変更箇所を反映すること)</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • N₂O 排出量： 窒素肥料の施肥による N₂O の直接/間接排出 • CO₂ 排出量： 梅農家の農作業に要する自動車利用 • CO₂ 排出量： 梅農家で一次加工梅干製造用の塩の間接排出 <p>2. <u>梅干しへの加工</u> [トノハタ本社工場]</p> <ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出量： 工場における自動車利用 • CO₂ 排出量： 工場における各種エネルギー消費 • CO₂ 排出量： パッケージ容器等製造等に要する間接エネルギー消費 • CO₂ 排出量： 添加物製造輸送に要する間接 CO₂ 排出 <p>3. <u>顧客までの輸送</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出量： 輸送に関するエネルギー利用 <p>【対象とする活動に伴う排出量とオフセット量】 販売期間：2010年9月1日～2011年8月31日</p> <p>①スーパー向け商材 紀州南高梅75g 梅干し商品 75g 入りの商品を 10 万パックの場合は以下のとおりです。 (保守性を考え 75g→85g として計算をしました) 10.03トン</p> <p>②スーパー向け商材 紀州南高梅90g 梅干し商品 90g 入りの商品を 3 万パックの場合は以下のとおりです。 (保守性を考え 90g→100g として計算をしました) 3.34トン</p> <p>③スーパー向け商材 紀州南高梅100g 梅干し商品 100g 入りの商品を3万パックの場合は以下のとおりです。 (保守性を考え 100g→110g として計算をしました) 3.57トン</p> <p>④ギフト向け商材 秀逸南高梅500g (保守性を考え 500g→550g として計算をしました) 12.09トン</p> <p>⑤ギフト向け商材 秀逸南高梅1kg (保守性を考え 1kg→1.1kg として計算をしました) 8.26トン</p> <p>⑥ギフト向け商材 岩惣のなちゆらしそ・蜂蜜(400g、600g、800g) (保守性を考え 600g→660g として計算をしました) 1.17トン</p> <p>⑦-1ギフト向け商材 岩惣の梅(さらり、藤乃)500g (保守性を考え 500g→550g として計算をしました) 1.31トン</p> <p>⑦-2ギフト向け商材 岩惣の梅(さらり、藤乃)1kg (保守性を考え 1kg→1.1kg として計算をしました) 1.75トン</p> <p>⑧-1ギフト向け商材 岩惣の梅(みつふる、こくの梅)500g</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(保守性を考え 500g→550g として計算をしました) 3. 93トン</p> <p>⑧-2ギフト向け商材 岩惣の梅(みつふる、こくの梅)800g (保守性を考え 800g→880g として計算をしました) 4. 7トン</p> <p>①～⑧を集計すると、合計 50. 15トン 上記集計量に、さらに保守性を考え60トンとする。</p> <p>【算定の根拠としたガイドライン名または算定式等】 トノハタ全体の活動量推計をベースに行った(トノハタの商品は日本の紀州産と中国産の梅を利用したものがあるが、対象は日本紀州産に限定している). 議論を呼ぶ可能性のある梅の木における炭素吸収固定効果や土地利用変化に伴う CO₂ 排出に関しては、数十年にわたって定常的な経営が行われているということで、算入していない(大きさ評価は行った)。 「原単位に関しては、基本的には殿畑の前年度の活動実績をベースに計算を行った。その考え方は、商品によって異なる容器包装部分と、共通のその他の部分を分離し、個別に評価を行った。加えて、容器包装及び食品添加物の製造輸送や、エネルギーの排出係数に関しては、各種信頼できるデータ(業界標準値、3EID によるデータベースや納入業者からの交通に関する燃料消費データ)を利用している」</p> <p>【クレジットの種類】 京都クレジット(CER)</p> <p>【クレジットの認証プログラム(制度)名】 CDM プロジェクト</p> <p>【クレジットの調達状況】 2009年6月22日</p> <p>【クレジットの無効化方法】 日本国政府口座への償却</p> <p>【クレジット調達期限・通知方法】 2009年6月22日に調達・無効化済み</p> <p>【プロジェクト名】 Project 0391: Indur 7.5 MW Non-Conventional Renewable Sources Biomass Power Project</p> <p>【プロジェクト実施国・実施地域】 インド</p> <p>【プロジェクトタイプ】 バイオマス発電 CDM PJ No.: 0000391</p> <p>【プロジェクト概要】</p> | |
|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>農業をおこなうことによって発生する農業廃棄物(稲わらや、さとうきびの搾りかす)を燃料として発電を行っています</p> <p>【プロジェクト期間】 2003-2011</p> <p>【プロジェクトの排出削減・吸収量】 35116トン/年(PDDより)</p> <p>【商品・サービス(チケット等)当たりの販売価格】</p> <p>地球に優しい南高梅 75g 298 円 地球に優しい南高梅 90g 398 円 地球に優しい南高梅 100g 398 円 秀逸南高梅 500g 3150 円 秀逸南高梅 1kg 5250 円 岩惣の梅(なちゅら) 400g 2625 円 600g 3675 円 800g 4725 円 岩惣の梅 500g 2100 円 (さらり、藤乃、花吹雪)1kg 3675 円 岩惣の梅 500g 2625 円 (みつふる、こくの梅) 800g 3675 円</p> <p>【消費者のオフセットに関する価格負担の有無】 無</p> <p>【その他支払に関する事項(申込有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引き渡し時期、送料、支払方法、返品期限、返品送料)】 有効期限:無し 不良品のキャンセル対応:商品に瑕疵がある場合のみ交換対応 引渡し時期:年間随時 送料:(株)トノハタ負担 支払い方法:取引基本契約に準拠 返品期限:買取のため、商品に瑕疵が無い限り返品不可 返品送料:(株)トノハタ負担</p> | |
|--|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>インターネット販売の場合のみ:</p> <p>【販売事業者名】 (株)岩惣</p> <p>【運営統括責任者名】 殿畑恵美子</p> <p>【連絡先(所在地、電話番号、e-mail)】 〒645-0014 和歌山県日高郡みなべ町西岩代 195-1 tel0739-72-2423 em@tonohata.co.jp</p> <p>【ウェブサイトリンク先】 http://iwasou.jp/ I-1、I-2、IIのみ</p> <p>【カーボン・オフセットの主体】^{※13} 株式会社トノハタ</p> | |
|--|---|--|

- ※1: 適格検証機関とは、申請時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている機関を指す。
- ※2: オフセットの対象活動(バウンダリ)における主要な排出源を特定できる場合は、明示すること。対象活動とは、I-1においては商品・サービスの製造・使用等、I-2においては会議・イベントの開催、I-3においては自己活動、IIにおいては消費者の日常生活等とする。
- ※3: ①排出量の算定方法の算定に関する資料は、エクセルファイルで提出すること。
②この申請案件に関する算定支援サイト(インターネット等において、排出量算定を行う計算機能を付して、算定量に応じた、主に個人のカーボン・オフセットの取組を可能にしているサイト)を作成する場合は、別途確認申請料を追加して認証の範囲に含めることができる。
- ※4: ここで設定したオフセット量(申請オフセット量)と商品等の出荷量・販売量が見合っているかどうかのモニタリング方法・体制、および申請オフセット量を超える場合の対応(販売停止、あるいはクレジット追加調達の上再申請等)について示す文書を添付すること。
- ※5: 認証基準 ver.1.1 P.11 参照
- ※6: AAUを使用する場合は、当該AAUが排出削減・吸収源の確保につながることを証明する文書を提出すること。
- ※7 別途公開書類「オフセットに用いるクレジット調達・排出量の埋め合わせに係る事実確認書」を、提出すること。
- ※8: クレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写しを添付すること。
- ※9: 京都クレジットの場合、無効化の方法として償却か取消かを明示すること。
- ※10: 当該認証制度による認証ラベル等を使用する可能性のある、情報提供ガイドラインにおいて求められる内容を記載した情報提供案(包装、チラシ、ホームページ案等)を必ず一つ以上添付し、広告、販売時、販売後のいずれのタイミングで用いることを想定しているかを明示すること。ラベル使用予定の印刷物等を列挙し、実際にラベルを貼付した画像等を添付すること。また、ラベルが当該案件のみに使用され、かつ対象期間(認証等の有効期間)を超えて使用されないかどうかの管理体制について示す文書を添付すること。
- ※11: 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度や、公的機関の実施する排出量取引制度に類似した制度等を指す。制度等に参加している場合、クレジットの用途として、当該申請案件のカーボン・オフセットに用いるものと、制度等に用いるものと、どのように区別・管理しているかを示す文書を提出すること。
- ※12: 情報提供ガイドラインに示される情報提供項目を網羅し、かつ同ガイドラインに沿った内容とすること。
- ※13: 複数の主体がカーボン・オフセットを行ったと主張できる場合は、その旨記載すること。

| | C:その他 | 変更申請/ 有効期間満 了報告時 |
|-----|--|------------------------|
| C-1 | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙Aをもって代替することも可能です。)</p> <p>商品・サービスの提供、会議・イベントの実施等、案件に関連して、法令等によって許認可等が求められているかどうかの有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>法令等によって許認可等が求められていません。</p> <p><input type="checkbox"/>法令等によって許認可等が求められています。</p> <p>具体的に:食品衛生事務処理要綱第15条の規定により、和歌山県保健所に対し、「営業開始届出書」を提出しています。(資料添付)</p> <p>届出制ですので、所轄の保健所による定期的立ち入り検査等はありませんが、梅干を加工販売する際に遵守しなければならない法律は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(厚生労働省) ・JAS法(農林水産省) ・計量法(経済産業省) ・景品表示法(公正取引委員会) ・薬事法(厚生労働省) ・健康増進法(厚生労働省) | 変更可 |

| | | | |
|------------|----------------------------|--|------------|
| <p>C-2</p> | <p>案件に関連する環境対策の内容、環境性能</p> | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>案件に関連して、法令等によって、環境対策、あるいは一定の環境性能を満たすことが求められているかどうかの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等によって環境対策あるいは環境性能の達成は求められていません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令等によって環境対策あるいは環境性能の達成が求められています。</p> <p>具体的に：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法に則り、工場廃水に関して自社で処理を実施しています。 ・ 容器リサイクル法にのっとり、適正に処理しています。 ・ 廃棄物処理法に則り「マニフェスト保管」の上、適正に処理しています。 ・ 食品リサイクル法に則り発生抑制と再生利用に努めながら適正に処理しています。 <p>・弊社工場では、大きな騒音を発する装置、振動を発する装置は使用しておらず、又廃棄物は全て以下のとおり処理されていて、自社での焼却は行っていないので、悪臭・大気・廃棄物についても問題はありません。</p> <p>廃棄物（ビニール類）：産業廃棄物業者引取り 廃棄物（植物残渣）：産業廃棄物業者引取り 廃棄物（木類）：産業廃棄物業者引取り 廃棄物（鉄等）：業者引取り 廃棄物（試験検査薬）：指定業者引取り</p> | <p>変更可</p> |
| <p>C-3</p> | <p>案件に関連する関係者の状況</p> | <p>(複数商品等を一括申請する場合で、下記欄の内容が商品ごとに異なる場合は、対応関係が明確になるように、商品ごとに記載して下さい。別紙 A をもって代替することも可能です。)</p> <p>案件に関連して、何らかの係争関係の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 係争関係がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 係争関係があります。</p> <p>具体的に：</p> <p>[]</p> | <p>変更可</p> |